

一般競争入札の実施に係る掲示

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

- ※ 本業務においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。
但し、やむを得ない事由により電子入札により難しい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる（様式は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→電子入札→電子入札に参加される方へ→運用基準・様式等→「電子入札運用基準様式（紙入札申請・委任状）」からダウンロードできるので、競争参加資格確認申請書提出期限までに下記 4 (1)②へ様式 1 及び 2 を提出すること。）。
- ※ 本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

令和 2 年 10 月 2 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 田中 伸和

1 業務概要

- (1) 業務名 令和 2 年度地方都市における都市空間の VR システム構築に係る基礎検討業務
- (2) 業務内容 主な業務内容は、以下のとおりである。
 - ・ 業務対象範囲における現況及び動向の整理
 - ・ 汎用三次元デジタル空間データ及び VR コンテンツの作成
 - ・ VR システムの運用及び外部関係者とのデータ共有にかかる事務局支援
- (3) 履行期間 令和 2 年 11 月下旬（契約締結日の翌日）から令和 3 年 3 月 12 日（金）まで（予定）
- (4) 履行場所 原則として受注者の事務所

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第 332 条（当機構から取引停止措置を受け、その後 2 年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

- (3) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→標準契約書等について→「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）。
- (4) 当機構関西地区における令和元・2年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争参加資格を有している者で、業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
- (5) 平成22年度以降（平成22年4月1日から申請書の提出日まで。以下本項において同じ。）に完了した、次に示す同種又は類似の業務の実績を1件以上有すること。
- ① 同種業務：県庁所在地、政令指定都市又は東京都特別区を業務区域とする、100ha以上のエリアにおける複数の建物及び道路等の公共空間を含むVR作成業務
 - ② 類似業務：県庁所在地、政令指定都市又は東京都特別区以外の都市を業務区域とする、100ha以上のエリアにおける複数の建物及び道路等の公共空間を含むVR作成業務
- (6) 次に掲げる基準を満たす現場代理人本件業務に配置できること。
- ① 下記のいずれかの資格又は経験を有する者であること。
 - ・ 一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者
 - ・ 技術士（建設部門－都市及び地方計画又は総合技術監理部門－建設－都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法（昭和58年法律第25号）による登録を行っている者
 - ・ R C C M（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
 - ・ 再開発プランナーの資格を有し、一般社団法人再開発コーディネーター協会における登録を行っている者
 - ・ 都市再生事業等の事業者としての実務経験※を25年以上有する者
 - ※ 市街地開発事業（都市計画法（昭和44年法律第38号）第12条第1項に掲げる事業）その他市街地の整備改善を行う事業の事業者としての国、地方公共団体、独立行政法人（前身の組織を含む）又は民間企業の職員・社員として在籍し、当該事業の施行に係る企画・計画系実務に従事したことをいう。以下同じ。
 - ② 平成22年度以降に完了した、上記(5)に掲げる業務について1件以上従事した実績（受託、下請、出向又は派遣による業務の実績を含む。）を有する者であること。
 - ③ 申請書及び資料の提出期限日時点において、当該企業と直接的な恒常的雇用関係があること。なお、「雇用関係」が確認できる資料を添付すること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書及び資料の提出日以前3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。また、雇用関係がないことが判明し

た場合は、「虚偽の記載」として取扱う。

3 総合評価に係る事項

(1) 総合評価の方法

- ① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値をもって行う。
- ② 価格評価点の算出は、以下のとおりとし、価格点は30点とする。
価格評価点＝価格点×（1－入札価格／予定価格）
- ③ 技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。
技術評価点＝60×技術点／技術点の満点
また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、下記の評価項目毎に評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は60点とする。
 - ・ 企業の経験及び能力
 - ・ 配置予定の現場代理人の経験及び能力
 - ・ 実施方針
 - ・ 評価テーマに関する技術提案

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と上記(1)③の評価項目をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部署

- ① 公募条件ほか②以外について
〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
都市再生業務部事業企画課 水梨、樫尾 電話06-6969-9265
(担当者不在の場合等はEメール(E-mail: X80005@ur-net.go.jp)による連絡も可能。なお、送信する際は、件名欄に『令和2年度地方都市における都市空間のVRシステム構築に係る基礎検討業務の公募関連』と記載すること。)
- ② 入札手続及び一般競争参加資格について

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部契約課 電話06-6969-9848

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和2年10月2日から令和2年11月11日までに当機構ホームページからダウンロードすること。

ただし、仕様書については、下記のとおり交付する。

- ① 交付期間：令和2年10月2日（金）から令和2年10月15日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで
- ② 交付場所：独立行政法人都市再生機構西日本支社 1階エントランス
- ③ 交付方法：交付に際しては、あらかじめ交付希望日時を(1)①記載の連絡先に連絡のうえ、記名押印した別紙「重要な情報の保護に関する誓約書」と引換えに交付するので、持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書及び資料の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期間：令和2年10月5日（月）から令和2年10月16日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
- ② 提出場所：(1)②に同じ。（紙入札方式の者は(1)①に同じ。）
- ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受け付けを行う。

但し、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得たうえ紙入札方式による者は、一般書留郵便により郵送（上記提出期間内に必着。表封筒に「『令和2年度地方都市における都市空間のVRシステム構築に係る基礎検討業務』に係る申請書・資料在中」と朱書きすること。）することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 入札書の提出期間、場所及び方法

イ 提出期間：令和2年11月10日（火）から令和2年11月11日（水）正午まで

ロ 提出場所：(1)②に同じ。

ハ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。

但し、紙入札方式の者は、一般書留郵便により郵送（上記提出期限までに必着）することにより行うものとし、提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

② 開札の日時及び場所

イ 日時：令和2年11月12日（木）

※ 開札時間は、競争参加資格確認通知に併せて通知する。

ロ 場所：(1)②に同じ。

但し、紙入札方式の者がいる場合は、独立行政法人都市再生機構西

日本支社 3階契約情報公開コーナー対面ブース

- (5) 本件業務において、入札に参加する者が当機構の関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 免除

(2) 入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

3(2)に同じ。

(4) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(4)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(5) 問合せ先 上記4(1)に同じ。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただきますことがあり得ますので、ご了承願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれかにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ロ 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職している

こと又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ 当機構との間の取引高

ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が次の区分のいずれかに該当する者 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から72日以内

以 上

※ お車でのご来場は、周辺道路の交通渋滞を招く恐れがありますので、固くお断り申し上げます。

別紙

重要な情報の保護に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 田中 伸和 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

担 当 部 署

担当者氏名

(TEL/FAX)

貴機構の下記の工事等に係る掲示に基づく入札等にあたり、貴機構から提供される重要な情報の取扱いについては、下記のとおり、厳重な管理をすることを誓約します。

記

1 工事等名

令和2年度地方都市における都市空間のVRシステム構築に係る基礎検討業務

2 重要な情報

①仕様書 ②仕様書補足説明資料 ③質疑回答時に示された情報

④過年度の調査報告書

3 誓約事項

- (1) 貴機構から提供される重要な情報は、本件入札等に参加する目的のみに使用することを誓約します。
- (2) 重要な情報の保護の重要性を認識し、貴機構又は第三者に対する権利権益を侵害することのないよう、情報の取扱いを適切に行います。
- (3) 重要な情報について、他に漏らさず、漏えい、流出、滅失及びき損の防止その他の重要な情報の適切な管理のための必要な措置を講じます。
- (4) 貴機構が重要な情報の管理の状況について調査を求めた場合には、それに協力します。
- (5) 上記の各誓約に反して、貴機構に迷惑をかけ、損害を与えるような事態を招来したときは、その損害賠償等の責を負います。

以 上